

理容業標準營業約款

（目的）

第一條 關於理容業標準營業約款（以下簡稱「約款」），係基於關於生活衛生關係營業營運之適正化及振興法律（昭和三十三年法律第一六四號，以下簡稱「法」）第五十七條之十二第一項規定，以透過訂定關於理容業之勞務內容表示之適正化及有關確保損害賠償之實施之事項，謀求利用者選擇之便利，並藉資提昇公眾衛生之向上為目的。

（定義）

第二條 本約款所稱「營業者」，係指經營理容師法（昭和二十二年法律第二三四號）第一條第一項規定之理容業者，而依本約款從事營業，並於都道府縣生活衛生營業指導中心為登錄者。

- 2 本約款所稱「理容所」，係指為從事理容業所設置之設施。
- 3 本約款所稱「營業設施」，係指營業者登錄相關連之理容所。
- 4 本約款所稱「表示」，係指以使利用者得以週

理容業に関する標準營業約款

(目的)

第1条 理容業に関する標準營業約款（以下「約款」という。）は、生活衛生関係營業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「法」という。）第57条の12第1項の規定に基づき、理容業について役務の内容の表示の適正化及び損害賠償の実施の確保等に関する事項を定めることにより、利用者の選択の利便を図り、併せて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この約款で「営業者」とは、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条第1項に規定する理容の業を営む者で、この約款に従い營業を行う者として都道府県生活衛生營業指導センターの登録を受けた者をいう。

2 この約款で「理容所」とは、理容の業を行うために設けられた施設をいう。

3 この約款で「營業施設」とは、営業者の登録に係る理容所をいう。

4 この約款で「表示」とは、提供する役務の内容等

知所提供勞務之內容等為目的，而於營業設施之店面或店內所懸掛之揭示板、海報等所為之廣告，以及以傳單、小冊子、廣告招牌等所為之廣告。

（有關勞務內容之表示之適正化事項）

第三條 營業者就其所提供勞務之內容，應依下列各款所定表示之：

(1)提供勞務之種別

關於提供勞務之種別，應依下列之區分表示之。但將此等勞務之種別，予以組合或分開而為表示亦可。

- A.綜合理髮。
- B.剪髮。
- C.洗髮。
- D.刮鬍子（刮臉）。
- E.整髮。
- F.燙髮。
- G.男仕修飾冷燙。
- H.熨燙。
- I.小孩理髮。
- J.毛髮・頭皮保護系列（頭髮・頭皮保養）。

(2)從事者之姓名

を利用者に周知させることを目的として営業施設の店頭又は店内に掲げる掲示板、ポスター等による広告及びビラ、パンフレット、看板等による広告をいう。

(役務の内容の表示の適正化に関する事項)

第3条 営業者は、提供する役務の内容について、次の各号に定めるところに従い表示するものとする。

(1)提供する役務の種別

提供する役務の種別を、次の区分により表示するものとする。ただし、これらの役務の種別を組み合わせ表示しても差し支えないものとする。

ア 総合調髪

イ カット (刈込み)

ウ シャンプー (洗髪)

エ シェービング (顔そり)

オ セット (仕上げ)

カ アイパー

キ 男子仕上げコールド・パーマネントウェーブ

ク アイロン

ケ 子供調髪

コ 毛髪・頭皮保護コース (ヘア・スキャルプ
・トリートメント)

(2)従事者の氏名

以下所揭從事者之姓名，必須表示之。但關於 A 目，以有該當之人時為限：

A.管理理容師。

B.理容師。

- 2 營業者提供前項第一款所揭之勞務時，應依全國生活衛生營業指導中心（以下稱「全國指導中心」）所另行訂定之理容施術處理基準為之。
- 3 營業者為其他勞務內容之表示時，不得使用「最高」、「完善無缺」或其他帶有表現最高級的或絕對的意義之用語。

（關於確保損害賠償實施之事項）

第四條 發生肇因於對利用者所提供之勞務或營業設施及設備之管理之事故時，營業者應依全國指導中心所另訂之理容所事故賠償基準，迅速對利用者為損害賠償。

- 2 為期前項損害賠償能確實的實施，營業者應投保全國指導中心所另訂之損害賠償保險等。
- 3 為期有關事故能迅速而圓滿的解決，營業者應考慮利用者之便利，努力處理其苦情申訴。

次に掲げる従事者の氏名を必ず表示するものとする。ただし、アについては該当する者がある場合に限る。

ア 管理理容師

イ 理容師

- 2 営業者は、前項第1号に掲げる役務を提供するに当たっては、全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）が別途定める理容施術処理基準に従うものとする。
- 3 営業者は、その他役務の内容の表示を行うに当たっては、「最高」、「完ぺき」その他最高級の又は絶対的な意味を表す用語を用いてはならない。

（損害賠償の実施の確保に関する事項）

- 第4条 営業者は、利用者に対する役務の提供又は営業施設及び設備の管理に起因して事故が発生した場合は、全国指導センターが別途定める理容所事故賠償基準に基づき、利用者等に対してその損害賠償を速やかに行うものとする。
- 2 営業者は、前項の損害賠償の確実な実施を図るため、全国指導センターが別途定める損害賠償保険等に参加しなければならない。
 - 3 営業者は、事故に関し迅速かつ円満な解決を図るため、利用者等の利便に配慮してその苦情処理に努めるものとする。

（標誌等之揭示）

第五條 營業者應將全國指導中心依法第五十七條之十三第二項規定所定樣式之標誌，於各營業設施之店面或店內之容易為利用者看到的地方，揭示之。

- 2 前項標誌之有效期間，與登錄之有效期間相同。
- 3 營業者應將依從本約款而為營業之意旨，第三條第一項規定事項、前條確保損害賠償實施有關事項、其他有關提供勞務事項之要旨（以下稱「勞務要旨」），於各營業設施之店面或店內之容易為利用者看到的地方，揭示之。
- 4 營業者提出廢止營業之申報時，或登錄被撤銷時，或登錄有效期間經過時，關於該當營業設施，營業者應迅速將第一項之標誌及前項勞務要旨之揭示卸下。

(標識等の掲示)

- 第5条 営業者は、全国指導センターが法第57条の13第2項の規定に基づき定める様式の標識を、営業施設ごとに、店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示するものとする。
- 2 前項の標識の有効期間は、登録の有効期間と同一とする。
 - 3 営業者は、この約款に従って営業を行う旨、第3条第1項に規定する事項、前条の損害賠償の実施の確保に関する事項その他の提供する役務に関する事項の要旨（以下「役務の要旨」という。）を、営業施設ごとに、店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示するものとする。
 - 4 営業者が営業を廃止する旨の届出を行ったとき若しくは登録を取り消されたとき又は登録の有効期間が経過したときは、営業者は、当該営業施設について、速やかに、第1項の標識及び前項の役務の要旨の掲示を取り外さなければならない。

理容業標準營業約款施行細則

- 第一條 約款第三條第一項第一款第 A 目所稱「綜合理髮」，係指將「剪髮」、「刮鬍子（刮臉）」、「洗髮」、「整髮」之各種施術予以組合而為之。
- 2 約款第三條第一項第一款第 B 目所稱「剪髮」，係指使用理髮剪、剪刀、剃刀及梳子等，剪斷毛髮，利用調整其長短及疏密，而作成想要之髮型，並剃修脖頸的髮際・刮鬍子。
- 3 約款第三條第一項第一款第 C 目所稱「洗髮」，係指使用洗髮劑，清洗毛髮及頭皮，並為簡單的擦乾梳髮工作。
- 4 約款第三條第一項第一款第 D 目所稱「刮鬍子（刮臉）」，係指使用剃刀等，剃修顏面及脖頸的髮際，並為面霜等之塗抹、顏面清潔等之施術。
- 5 約款第三條第一項第一款第 E 目所稱「整髮」，係指使用整髮料等，以吹風機、梳子及刷子等為修飾而整理頭髮。
- 6 約款第三條第一項第一款第 F 目所稱「燙髮」，係指使用熨燙鉗及燙髮用劑等整理頭髮。

理容業に関する標準營業約款施行細則

- 第1条 約款第3条第1項第1号ア「総合調髪」とは、
「カット（刈込み）」、「シェービング（顔そり）」、「シャンプー（洗髪）」、「セット（仕上げ）」の各施術を組み合わせることをいう。
- 2 約款第3条第1項第1号イ「カット（刈込み）」とは、クリッパー、鋏、レーザー及びクシ等を用いて毛髪を切り、長さ及び疎密を整えることにより求められたヘア・スタイルを形づくることをいい、襟足を剃るネック・シェービング施術を組み合わせることをいう。
- 3 約款第3条第1項第1号ウ「シャンプー（洗髪）」とは、シャンプー剤を用いて毛髪及び頭皮を洗うことをいい、簡単なコーミング施術を組み合わせることをいう。
- 4 約款第3条第1項第1号エ「シェービング（顔そり）」とは、レーザー等を用い顔面及び襟足を剃ることをいい、クリーム等の塗布、顔面清拭等の施術を組み合わせることをいう。
- 5 約款第3条第1項第1号オ「セット（仕上げ）」とは、整髪料等を使用し、ドライヤー、クシ及びブラシ等により仕上げ、整髪することをいう。
- 6 約款第3条第1項第1号カ「アイパー」とは、アイロン及びアイパー用剤等を使用し整髪することをいう。

- 7 約款第三條第一項第一款第 G 目所稱「男仕修飾冷燙」，係指以對男仕之修飾為目的，使用冷燙液及吹風機等，使其永續的成為波浪・鬈曲等而整理頭髮。
 - 8 約款第三條第一項第一款第 H 目所稱「熨燙」，係指使用熨燙鉗而為修飾整髮。
 - 9 約款第三條第一項第一款第 I 目所稱「小孩理髮」，係指對十五歲以下之小孩，為第二項所記載之各種施術。
 - 10 約款第三條第一項第一款第 J 目所稱「毛髮・頭皮保護系列（頭髮・頭皮保養）」，係指使用符合顧客之毛髮・頭皮之性質・狀態之保養劑，利用按摩等技術方法，而使毛髮・頭皮處於健康的狀態。
- 第二條 約款第三條第一項第二款第 A 目所稱「管理理容師」，係指已修畢理容師法（昭和二十二年法律第二三四號）第十一條之三第二項規定講習會課程之人。
- 2 約款第三條第一項第二款第 B 目所稱「理容師」，係指已取得理容師法第二條第一項規定之證照，而以理容為業之人。
- 第三條 全國生活衛生營業指導中心（以下稱「全國指導中心」）內應設置理容事故賠償審查委員會，審查利用者與理容業之間有關理容事故賠償所生之糾紛。
- 2 前項理容事故賠償審查委員會之構成及營運，

- 7 約款第3条第1項第1号キ「男子仕上げコールド・パーマネントウェーブ」とは、男子に対し仕上げを目的として、コールド・パーマネントウェーブ液及びドライヤー等を使用し永続的なウェーブ・癖づけ等を与える整髪仕上げをすることをいう。
 - 8 約款第3条第1項第1号ク「アイロン」とは、アイロンを使用し整髪仕上げすることをいう。
 - 9 約款第3条第1項第1号ケ「子供調髪」とは、15才以下の子供に対し第2項記載の各施術を行うことをいう。
 - 10 約款第3条第1項第1号コ「毛髪・頭皮・保護コース（ヘア・スカルプ・トリートメント）」とは、トリートメント剤を顧客の毛髪・頭皮の性質・状態に合わせて用い、マッサージ等の技法により、毛髪・頭皮を健康な状態に整えることをいう。
- 第2条 約款第3条第1項第2号アの「管理理容師」とは、理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の3第2項に規定する講習会の課程を修了した者をいう。
- 2 約款第3条第1項第2号イの「理容師」とは、理容師法第2条第1項に規定する免許を受けて理容を業とする者をいう。
- 第3条 全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）に理容事故賠償審査委員会を置き、理容事故賠償に関し利用者等と理容業の間に生じた紛争を審査する。
- 2 前項の理容事故賠償審査委員会の構成及び運営は、

外國消費者保護法（十三）

由全國指導中心另定之。

第四條 約款第五條第三項規定之勞務要旨，應記載於
附件樣式之揭示板。

第4条 全国指導センターが別途定める。
約款第5条第3項に規定する「役務の要旨」は、
別記様式の掲示板に記載するものとする。

理容業施術處理基準

1 從業者

- (1)實施練習生，應在擔任指導工作之管理理容師或理容師之充分監督下，做為助手而使其作業。
- (2)從業者，每一年必須接受一次健康診斷。

2 施術工程

應準據附件「施術種目別作業標準規格」而為之。

3 衛生管理

- (1)管理理容師，應每日確認從業者是否無罹患有傳染性疾病。
- (2)管理理容師或理容師，應每日就理容所之設施、設備、器具等之全般衛生，為檢查管理。
- (3)作業場內，應有充分的採光、照明及換氣，並保持適溫、適濕。特別是關於二氧化碳之濃度，應在「理容所及美容所衛生管理要領」（昭和五十六年六月一日環指第九十五號厚生省環境衛生局長通知）規定值以下。

理容業施術処理基準

1 従業者

- (1)実施習練生は、指導の任に当たる管理理容師又は理容師の十分な監督の下に助手として作業を行わせること。
- (2)従業者は、1年1回の健康診断を必ず受けること。

2 施術工程

別紙の「施術種目別作業標準規格」に準じて行うこと。

3 衛生管理

- (1)管理理容師は、毎日従業者の伝染性疾病のり患の有無について確認すること。
- (2)管理理容師又は理容師は、毎日理容所の施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理すること。
- (3)作業場内は、採光、照明及び換気を十分にし、適温、適湿に保持すること。とくに炭酸ガス濃度は「理容所及び美容所における衛生管理要領」（昭和56年6月1日環指第95号厚生省環境衛生局長通知）に規定する値以下であること。

外國消費者保護法（十三）

- (4)作業中，從業者應穿著容易顯現污垢之清潔的外衣；於為顏面作業時，應使用清潔的口罩。
- (5)從業者，應常修剪指甲，就每一顧客之作業前及作業後，應清洗乾淨手指，必要時應加以消毒。
- (6)接觸皮膚之各類器具，應就每一顧客使用經消毒之清潔的物品，使用後並加以洗淨、消毒。
- (7)接觸皮膚之各類布片，應使用清潔的物品，並就每一顧客更換之。
- (8)熱毛巾，應使用經消毒的物品。
- (9)顧客用之衣袍、披肩等，應使用經消毒之物品。
- (10)應常備對於外傷為急救處理時所必要的藥品及衛生材料，使用時並須為適正的使用。
- (11)伴隨作業所生之毛髮等廢棄物，應就每一顧客清掃之。
- (12)處理患有皮膚疾病之顧客時，於作業終了後，就從業者之手指及使用之器具等之消毒，應特別嚴重為之。

- (4)作業中、従業者は、汚れが目立ちやすい清潔な外衣を着用し、顔面作業時には、清潔なマスクを使用すること。
- (5)従業者は、常につめを短く切り、顧客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- (6)皮膚に接する器具類は、顧客1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄、消毒すること。
- (7)皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、顧客1人ごとに取り替えること。
- (8)蒸しタオルは、消毒済みのものを使用すること。
- (9)顧客用のクロス、ケープ等は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
- (10)外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備し、用いる時には、適正に使用すること。
- (11)作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、顧客1人ごとに清掃すること。
- (12)皮膚疾患のある顧客を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。

理容業標準營業約款要旨

本店係依從經厚生勞動大臣認可之標準營業約款而為營業。

1. 本店基於標準營業約款所提供理容施術之種類，如下所列。
2. 本店之施作方法及技術，係依從「理容業施術處理基準」而為之。
3. 本店之管理理容師及理容師之姓名，如下所列：
管理理容師
理容師
4. 本店發生事故時，依「理容所事故賠償基準」而為賠償。
5. 本店已加入損害賠償保險等。

厚生勞動大臣認可理容標準營業約款之登錄店
店名

理容業に関する標準営業約款要旨

当店は、厚生労働大臣の認可を受けた標準営業約款に従って営業しています。

1. 標準営業約款に基づき当店の提供する理容施術の種類は、次のとおりです。
2. 当店の施術は、「理容施術処理基準」に従って行います。
3. 当店の管理理容師及び理容師の氏名は、次のとおりです。
管理理容師
理容師
4. 当店で事故が発生した場合は、「理容所事故賠償基準」に基づいて賠償します。
5. 当店は、損害賠償保険等に加入しています。

厚生労働大臣認可理容標準営業約款の登録店
店名

標準營業約款登錄店標誌

厚生勞動大臣認可

標準營業約款 登錄店

有效期限 平成 年 月

財團法人

全國生活衛生營業指導中心

- 備考
1. 標誌中央部位之圖記，其色彩應為紫色。
 2. 數字係以圖記之單邊寬 A 為基準，而表示其比率。
 3. R 係半徑。

標準營業約款登録店標識



- 備考
1. 標識の中央部のマークの色彩は紫色とする。
 2. 数字はマーク一辺の幅 A を基準とし、えの比率を表す。
 3. R は半径とする。